

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に
あつたときは、
翌日)

目 次

◇告 示 字の区域の新設等(地方課)

字の区域の変更(〃)

字の区域変更等(三件)(〃)

土地改良法による換地処分(四件)(〃)

告 示

鳥取県告示第三百五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、大山町長から次のとおり字の区域を新たに画し、変更し及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の新設、変更及び廃止は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二十項において準用する同法第五十四条第

四項の規定による大山南部地区第一工区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十三年三月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

新たに画する字
の名称

同上の区域(昭和六十二年十一月二十一日現在の地番による。)

飯戸字下河原

飯戸字寺床九〇一の一部、九〇四の一部
飯戸字福王寺九三八の一から九三八の五まで、九三八の六から九三八の八までの一部、九三八の九、九三八の一〇の一部、九三九の一部、九四〇の一部及びこれらと一体をなす国有地

飯戸字大谷のうち九四一の二の一部、九四一の四の一部、九四五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに九四六、九四八の二、九四九と一体をなす国有地の一部以外の区域

飯戸字中新田

飯戸字西村屋敷一〇一五の一の一部、一〇一五の二の一部、一〇一六の一部及びこれらと一体をなす国有地
飯戸字大原一一九三の二の一部、一一九六の一の一部、一一九六の二の一部、一一九七の一の一部、一一九七の二の一部、一一九八の一、一一九八の二の一部、一一九八の三の一部、一一九九の一の一部、一一九九の二の一部、一二〇〇の一から一二〇〇の四まで、一二〇一から一二〇四まで、一二〇五の一部、一二〇六の一の一部、一二〇六の二、一二〇七の一部、一二〇九の一部、一二一三の一部、一二一六の一部、一二一七の一部、一二一八から一二二一まで、一二二二の一部、一二二三の一部及びこれらと一体をなす国有地

<p>区域を変更する 字の名称</p>	<p>飯戸字寺床</p>	<p>飯戸字福王寺</p>	<p>飯戸字大谷</p>	<p>飯戸字西ノ田</p>
<p>同上の区域（昭和六十二年十一月二十一日現在の地番による。）</p>	<p>飯戸字寺床のうち九〇一の一部、九〇四の一部以外の区域</p>	<p>飯戸字福王寺のうち九三八の一から九三八の五まで、九三八の六から九三八の八までの一部、九三八の九、九三八の一〇の一部、九三九の一部、九四〇の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>飯戸字大谷九四一の二の一部、九四一の四の一部、九四五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに九四六、</p>	<p>二の二、一三八三、一三八七の一部、一三八八の一部、一三九一から一三九三まで、一三九四から一三九六までの一部及びこれらと一体をなす国有地 飯戸字大駄除一四二七の二の一部、一四二七の三の一部</p> <p>飯戸字大原尻一二五三の一部、一二五七の一部、一二五八の一部、一二五九の二の一部、一二五九の三、一二六〇の一から一二六〇の三まで、一二六〇の四の一部、一二六一の一部及びこれらと一体をなす国有地 飯戸字大西一二八二の二の一部、一二八二の二の一部、一二八三の一部、一二八五の二の一部、一二八五の二の一部、一二八六の一部、一二八八の一部及びこれらと一体をなす国有地 飯戸字坂ノ上一三一九から一三二二までの一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 飯戸字上大原一三四八の一、一三四八の二、一三四八の三の一部、一三四九、一三五〇の二の一部、一三五〇の二の一部、一三五〇の三から一三五六まで、一三五七の一部、一三五七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
<p>飯戸字西村屋敷</p>	<p>飯戸字東村屋敷一〇四六の二の一部及びこれと一体をなす国有地</p>	<p>飯戸字西村屋敷一〇三七及びこれと一体をなす国有地並びに一〇〇三、一〇三六、一〇三八の二、一〇三九と一体をなす国有地の一部</p>	<p>飯戸字西村屋敷のうち一〇〇七の二の一部、一〇〇八の一部、一〇一五の二の一部、一〇一五の三、一〇一六の一部、</p>	<p>飯戸字上ミ大谷 九四八の二、九四九と一体をなす国有地の一部</p> <p>飯戸字荒神ノ下 飯戸字上ミ大谷九六六の一部、九六七、九六八の二の一部、九六八の二から九六八の四まで以外の区域</p> <p>飯戸字西ノ田 飯戸字上ミ大谷九六六の一部、九六七、九六八の二の一部、九六八の三から九六八の四まで 飯戸字荒神ノ下のうち九七〇の二の一部、九七一の二の一部、九七二の二の一部、九七三の二の一部、九七四の二の一部、九七五の二の一部、九七六の二の一部、九七七の二の一部、九七八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 飯戸字屋敷ノ下九八九の一から九八九の三までの一部、九九〇の二の一部、九九一から九九三までの一部、九九四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに九八八と一体をなす国有地の一部</p>

<p>飯戸字東村屋敷</p>	<p>一〇一七、一〇一八の一部、一〇一九、一〇二〇、一〇二一の一部、一〇三七及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに一〇〇三、一〇三六、一〇三八の二、一〇三九と一体をなす国有地の一部以外の区域 飯戸字大原一九八の三の一部、一九九九の二の一部 飯戸字下ノ原一二二六の一部、一二二九の一部、一二三〇、一二三一の二の一部、一二三一の二の一部、一二三二の一部、一二三七の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>飯戸字坂ノ下</p>	<p>飯戸字西村屋敷一〇一八の一部及びこれと一体をなす国有地並びに一〇一八と一体をなす国有地の一部 飯戸字東村屋敷のうち一〇四六の二の一部、一〇七九の一部、一〇六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 飯戸字上ノ田一一八〇の一部、一一八二の一部、一一八四の一部、一一八七、一一八八の一部、一一八九、一一九〇の一部、一一九一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>飯戸字山ノ下</p>	<p>飯戸字荒神ノ下九七〇の一部、九七一の二の一部、九七二の二の一部、九七三の二の一部、九七四の二の一部、九七七の二の一部、九七八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 飯戸字屋敷ノ下九七九の二と一体をなす国有地の一部 飯戸字東村屋敷一一〇六の二の一部 飯戸字坂ノ下のうち一一一一の一部、一一一八の一部、一一二〇及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>飯戸字谷屋田</p>	<p>飯戸字谷屋田一一三〇の一部、一一三一の一部、一一三二の一部及びこれらと一体をなす国有地 飯戸字上ノ田一一七八の二の一部 飯戸字荒神平一五〇六の一部</p>
<p>飯戸字上ノ田</p>	<p>飯戸字山ノ下一二二二の二の一部、一二二三の二の一部、一二二四の二の一部、一二二七の二の一部、一二二九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 飯戸字谷屋田のうち一一三〇の二の一部、一一三一の二の一部、一一三二の二の一部、一一三四の二の一部、一一三五の二の一部、一一三五の二の一部、一一三六の二の一部、一一三七の二の一部、一一三九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 飯戸字駄道端一一四五の一部、一一四六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一一四八の二と一体をなす国有地の一部 飯戸字上ノ田一一七七の二の一部、一一七八の二の一部、一一八〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 飯戸字池端一四三八と一体をなす国有地の一部 飯戸字小澤一四六〇から一四六二の二の一部、一四六三の二の一部、一四六四の二の一部、一四六五の二の一部、一四六七の二の一部、一四六八の二の一部、一四六八の二の一部、一四六九の二の一部、一四七〇から一四七二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>飯戸字東村屋敷</p>	<p>飯戸字東村屋敷一〇七九の一部 飯戸字駄道端一一四五の一部、一一四六の一部、一一四七、一一四八の二、一一四八の二、一一四九の二の一部、一一四九の三、一一四九の四、一一五三の二の一部、一一五三の二、一一五三の三、一一五四の二の一部、一一五四の三の一部、一一五四の四、一一六三の一部、一一六四、一一六五の二、一一六五の二、一一六六、一一六七の二の二、一一六七の三まで、一一六八及びこれらと一体をなす国有地</p>

	<p>有地の一部 飯戸字上ノ田一六九の一部、一一七〇の一部、一一七〇の二、一一七一の一部、一一七一の二、一一七二から一七六まで、一一七七の一部、一一七八の一部、一一七九の一、一一七九の二、一一八〇の一部、一一八二の一部、一一八三、一一八四から一八六までの一部、一一八八の一部、一一九二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>飯戸字中原</p>	<p>飯戸字西村屋敷一〇一五の一部、一〇一五の二の一部、一〇一六の一部、一〇一七、一〇一八の一部、一〇一九、一〇二〇、一〇二一の一部及びこれらと一体をなす国有地 飯戸字上ノ田一六九の一部、一一七〇の一部、一一七二の一部、一一八四から一八六までの一部、一一八八の一部、一一九〇の一部、一一九一の一部、一一九二及びこれらと一体をなす国有地 飯戸字大原一一九三の一、一一九三の二の一部、一一九四、一一九五、一一九六の一部、一一九六の二の一部、一一九七の二の一部、一一九七の二の一部、一一九八の二の一部、一一九九の二の一部、一二〇五の一部及びこれらと一体をなす国有地 飯戸字駄道端一一六一の一部、一一六二の一部、一一六三の一部及びこれらと一体をなす国有地 飯戸字中原一三六五の一部、一三六六の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>飯戸字大原</p>	<p>飯戸字大原一二〇六の一部、一二〇七の一部、一二〇八、一二〇九の一部、一二一〇から一二二二まで、一二二三の一部、一二二四、一二二五、一二二六の一部、一二二七の一部、一二二八の一部、一二二九の一部及びこれらと一体をなす国有地 飯戸字下ノ原一二三二の一部、一二三三の一部、一二三三の二、一二三四、一二三五、一二三六の一部、一二三</p>
<p>七の一部及びこれらと一体をなす国有地 飯戸字大原尻一二四六の一部、一二四七の一部、一二四八の一、一二四八の二、一二四九の一、一二四九の二、一二五〇、一二五一の一部、一二五三の一部、一二五四の一、一二五四の二、一二五五の一、一二五五の二、一二五六の一、一二五七の一部、一二五八の一部、一二五九の二の一部、一二六〇の四の一部及びこれらと一体をなす国有地 飯戸字上大原一三五七の一部、一三五七の二の一部、一三五八、一三五九、一三六〇の一部、一三六一の一部及びこれらと一体をなす国有地 飯戸字中原一三六二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>飯戸字下ノ原</p>	<p>飯戸字西村屋敷一〇〇七の一部、一〇〇八の一部及びこれらと一体をなす国有地 飯戸字下ノ原のうち一二二四から一二三〇まで、一二三一の二の一部、一二三一の二の一部、一二三二の二の一部、一二三三の二の一部、一二三三の二、一二三四、一二三五、一二三六の一部、一二三七の一部、一二三八の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 飯戸字大原尻一二四四の一部、一二四六の一部、一二四七の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一二四四の一と一体をなす国有地の一部</p>	<p>飯戸字大原尻</p>	<p>飯戸字下ノ原一二三八の一部 飯戸字大原尻のうち一二四四の一部、一二四六の一部、一二四七、一二四八の一、一二四八の二、一二四九の一、一二四九の二、一二五〇、一二五一の一部、一二五三の一部、一二五四の一、一二五四の二、一二五五の一、一二五五の二、一二五六の一、一二五七の一部、一二五七の二、一二五八の一部、一二五九の二の一部、一二五九の二、一二六〇の一から一二六〇の四まで、一二六一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに一二四四の一と一体をなす国有地</p>	

<p>飯戸字大野</p>	<p>飯戸字荒神平</p>	<p>飯戸字大澤</p>	
<p>飯戸字大野のうち一五一九の八の一部、一五一九の九の一部以外の区域</p>	<p>飯戸字荒神平のうち一五〇六の一部以外の区域</p>	<p>飯戸字小澤一四八〇の一の一部、一四八一の一部及びこれらと一体をなす国有地 飯戸字大澤のうち一四八二の六から一四八二の八までの一部、一四八三の一部、一四八七の一部以外の区域 飯戸字大中渡一四九〇、一四九一、一四九二の一部、一四九三の二の一部、一四九六の三の一部、一四九八の二の一部、一四九九の一部、一五〇〇の一部、一五〇一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 飯戸字大野一五一九の九の一部</p>	<p>一の一部、一四六八の二の一部、一四六九の一部、一四七一から一四七三までの一部、一四七四の二から一四七四の三までの一部、一四七五の二、一四七五の三、一四七六の四から一四七六の四まで、一四七七の二から一四七七の四まで、一四七八、一四七九、一四八〇の二から一四八〇の三までの一部、一四八〇の四、一四八〇の五、一四八一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 飯戸字大澤一四八二の六から一四八二の八までの一部、一四八三の一部 飯戸字大中渡一四九二の一部、一四九三の二、一四九三の三の一部、一四九四、一四九五の二から一四九五の三まで、一四九六の二、一四九六の三、一四九六の四、一四九七の二、一四九七の三、一四九八の二、一四九八の三、一四九九の二、一五〇〇の二の一部、一五〇一の二及びこれらと一体をなす国有地</p>

<p>廃止する字の名称</p>	<p>飯戸字駄道端、飯戸字上大原、飯戸字出口、飯戸字大中渡</p>
<p>鳥取県告示第三百六号 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、日野町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。 この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による下榎（前ケ市）地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。</p>	<p>昭和六十三年三月十八日 鳥取県知事 西 尾 邑 次</p>
<p>区域を変更する字の名称</p>	<p>同上の区域（昭和六十二年十一月五日現在の地番による。）</p>
<p>下榎字前ケ市</p>	<p>下榎字前ケ市のうち三の三の一部、四の三の一部以外の区域</p>
<p>下榎字前ケ市御崎ノ元五の一の二番、五の三の一部、八の一及びこれらと一体をなす国有地の一部 安原字縄手淵四一九の三、四三〇の一部、四三一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四一九の一、四二一の一、四三〇と一体をなす国有地の一部</p>	<p>下榎字前ケ市御崎ノ元五の一の二番、五の三の一部、八の一及びこれらと一体をなす国有地の一部 安原字縄手淵四一九の三、四三〇の一部、四三一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四一九の一、四二一の一、四三〇と一体をなす国有地の一部</p>

下榎字前ケ市御崎ノ元	下榎字前ケ市三の一部、四の三の一部、下榎字前ケ市御崎ノ元のうち五の一の一部、五の三の一部、八の一、一六の一の一部、一六の三の一部、一六の五の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに一一の二、一一の六、一四の二と一体をなす国有地の一部以外の区域、下榎字前ケ市道上ミ一八の一の一部、一八の二の一部
下榎字前ケ市道上ノ上ミ	下榎字前ケ市御崎ノ元一六の一の一部、一六の三の一部、一六の五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一一の二、一一の三、一一の六、一四の二と一体をなす国有地の一部 下榎字前ケ市道上ノ上ミのうち一八の一の一部、一八の二の一部並びに二二の五、二三の二、二四の一、二四の二、二五の一と一体をなす国有地の一部以外の区域
下榎字前ケ市婦路ノ元	下榎字前ケ市道上ノ上ミ二の五、二三の二、二四の一、二四の二、二五の一と一体をなす国有地の一部以外の区域、下榎字前ケ市婦路ノ元の全域
安原字繩手測	安原字繩手測のうち四一九の三、四二八の一の一部、四三〇の一部、四三一の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四一九の一、四二二の一、四二七の三、四三〇と一体をなす国有地の一部以外の区域
安原字神田	安原字繩手測四二八の一の一部及びこれと一体をなす国有地並びに四二七の三と一体をなす国有地の一部 安原字神田の全域 安原字ソネ田四四一の一、四四一の六、四四二の五及びこれらと一体をなす国有地の一部
安原字ソネ田	安原字ソネ田のうち四四一の一、四四一の六、四四二の五及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域

鳥取県告示第三百七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、東伯町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による大栄Ⅱ期地区第七一二工区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十三年三月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称	同上の区域（昭和六十三年二月十日現在の地番による。）
大字杉下字八橋野	大字杉下字八橋野の全域 大字西高尾字下野田のうち八〇一の二、八〇二の二、八〇三の二、八〇四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字森藤字八橋野ノ内高ツハ	大字森藤字八橋野ノ内高ツハの全域 大字西高尾字下野田八〇一の二、八〇二の二、八〇三の二、八〇四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地
廃止する字の名称	大字西高尾字下野田

鳥取県告示第百二十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、大栄町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の第二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による大栄Ⅱ期地区第七―二工区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十三年三月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称	同上の区域（昭和六十三年二月十日現在の地番による。）
大字亀谷字岩坪谷	<p>大字亀谷字中峯九五一の一六、九五四の二 大字亀谷字岩坪谷平九五五の六、九五七の五、九五七の七から九五七の九まで 大字亀谷字岩坪谷の全域 大字亀谷字長田の全域 大字亀谷字柿谷九九四から一〇〇四まで、一〇〇五の一、一〇〇五の二、一〇〇五の五、一〇〇五の七、一〇〇五の一〇、一〇〇五の一二及びこれらと一体をなす国有地 大字亀谷字妻ノ神一〇七八の一、一〇七九の一、一〇八〇、一〇八一、一〇八二の一、一〇八三の一及びこれらと一体をなす国有地 大字下種字西野八二七の五の一部、八二七の一五二から八二七の一五五までの一部、八二七の一八九、八二七の一九〇の一部、八二七の一九三及びこれらと一体をなす国有地</p>
大字亀谷字中峯	大字下種字岩坪尻のうち八二八、八二九と一体をなす国有地以外の区域 大字岩坪字志案橋二二五の三と一体をなす国有地の一部 大字亀谷字中峯のうち九五一の一六、九五四の二以外の区域
大字亀谷字岩坪谷平	大字亀谷字岩坪谷のうち九五五の六、九五七の五、九五七の七から九五七の九まで以外の区域
大字亀谷字柿谷	大字亀谷字柿谷のうち九九四から一〇〇四まで、一〇〇五の一、一〇〇五の二、一〇〇五の五、一〇〇五の七、一〇〇五の一〇、一〇〇五の一二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字亀谷字妻ノ神	大字亀谷字妻ノ神のうち一〇七八の一、一〇七九の一、一〇八〇、一〇八一、一〇八二の一、一〇八三の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字岩坪字野際	大字岩坪字家ノ前九九の三から九九の五まで 大字岩坪字野際のうち一〇二の一部、一〇四の一部、一〇五の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字岩坪字家ノ後口平一三〇の一、一三一、一三一の一から一三一の三まで、一三一の六、一三一の一五及びこれらと一体をなす国有地
大字岩坪字家ノ前	大字岩坪字家ノ前街道ノ上八五の二及びこれと一体をなす国有地 大字岩坪字家ノ前九九七の二 大字岩坪字家ノ前のうち一四七の一の一部、一四七の二の一部

<p>大字岩坪字家ノ前街道ノ上</p>	<p>一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字岩坪字家ノ前平</p>	<p>大字岩坪字家ノ前街道ノ上のうち八五の二及びこれと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字岩坪字家ノ後口平</p>	<p>大字岩坪字家ノ前平のうち九七の二、九九の三から九九の五まで以外の区域</p>
<p>大字岩坪字前田</p>	<p>大字岩坪字家ノ後口平のうち一三〇の一、一三一、一三一の一から一三一の三まで、一三一の六、一三一の一五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字岩坪字茶畑ノ前</p>	<p>大字岩坪字尾崎七八の一八の一部</p>
<p>大字岩坪字尾崎</p>	<p>大字岩坪字茶畑ノ前のうち一八六の一、一八六の三、一八七の一の一部、一八七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字岩坪字葉木田の全域 大字岩坪字柳原の全域 大字岩坪字谷尻二〇五、二〇六、二〇七の一部、二〇八、二〇九の一部、二一〇の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字岩坪字大場二二二の一部、二二三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字岩坪字大場</p>	<p>大字岩坪字尾崎のうち七八の一八以外の区域 大字岩坪字谷尻二〇七の一部、二〇九の一部、二一〇の一部、二一一、二一一の一、二一一の二及びこれらと一体をなす国有地</p>

<p>大字岩坪字志案橋</p>	<p>大字岩坪字志案橋のうち二二五の三と一体をなす国有地以外の区域 大字岩坪字大場のうち二二二の一部、二二三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字下種字志案橋八二四の五、八二五の二</p>
<p>大字下種字思案橋</p>	<p>大字下種字思案橋のうち八二四の五、八二五の二以外の区域</p>
<p>大字下種字西野</p>	<p>大字下種字西野のうち八二六の七八、八二七の五の一部、八二七の一四四の一部、八二七の一五二から八二七の一五五までの一部、八二七の一八八の一部、八二七の一八九、八二七の一九〇の一部、八二七の一九一から八二七の一九三まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字下種字岩坪尻八二八、八二九と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字西高尾字下野田</p>	<p>大字西高尾字下野田の全域 大字岩坪字野際一〇二の一部、一〇四の一部、一〇五の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字杉下字八橋野の全域</p>
<p>廃止する字の名称</p>	<p>大字亀谷字長田、大字下種字岩坪尻、大字岩坪字谷尻、大字岩坪字柳原、大字岩坪字葉木田、大字杉下字八橋野</p>

鳥取県告示第三百九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、日野町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による下榎（奥田）地区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十三年三月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称	同上の区域（昭和六十一年五月八日現在の地番による。）
下黒坂字須賀屋墓下タ下	黒坂字尻り田七三九の二、七四五と一体をなす国有地の一部 下黒坂字須賀屋墓下タのうち七四九の一の一部、七四九の二の一部、七五一の一の一部、七五一の三の一部、七五四の一、七五四の二、七五五の一、七五五の二、七五六の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに七四九の一、七五〇、七五一の一と一体をなす国有地の一部以外の区域
下黒坂字尻り田	下黒坂字岡七二二の一の一部及びこれと一体をなす国有地並びに七二二の一と一体をなす国有地の一部 下黒坂字廣屋ケ市七三三の一部 下黒坂字尻り田のうち七三四の一の一部、七三五の一部、七三九の一の一部、七四一の一の一部及びこれらと一体を
下黒坂字岡	なす国有地並びに七三九の一、七三九の二、七四五と一体をなす国有地の一部以外の区域 下黒坂字須賀屋墓下タ七四九の一の一部、七四九の二の一部、七五一の一の一部、七五一の三の一部、七五四の一、七五四の二、七五五の一、七五五の二、七五六の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに七四九の一、七五〇、七五一の一と一体をなす国有地の一部 下黒坂字神田奥井手下タ八〇九の一の一部、八二〇の一の一部、八二〇の二、八二〇の三、八二一の一の一部、八二一の二、八二一の三、八二二の一の一部、八二二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地
下黒坂字御藏屋敷	下黒坂字岡のうち七二二の一の一部及びこれと一体をなす国有地並びに七二二の一と一体をなす国有地の一部以外の区域 下黒坂字御藏屋敷七一六の一部 下黒坂字廣屋ケ市七二三から七二七まで、七二八から七三〇までの一部及びこれらと一体をなす国有地 下黒坂字尻り田七三四の一の一部、七三五の一部
下黒坂字古ケ市	下黒坂字古ケ市の全域 下黒坂字廣屋ケ市七二八から七三〇までの一部、七三一、七三二の一部、七三三の一部及びこれらと一体をなす国有地 下黒坂字尻り田七三四の一の一部、七三五の一部及びこれらと一体をなす国有地
下黒坂字神田奥井手下タ	下黒坂字古ケ市七三二の一部、七三三の一部及びこれらと一体をなす国有地 下黒坂字尻り田七三九の一の一部、七四一の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに七三九の一と一体をなす

下黒坂字神田奥井手上エ	国有地の一部 下黒坂字神田奥井手下タのうち八〇一から八〇四まで、八〇五の一部、八〇六の一部、八〇九の一部、八一〇の一部、八一〇の二、八一〇の三、八一〇の四の一部、八一〇の五の一部、八一〇の六の一部、八一〇の七の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
下黒坂字神田奥井手上エの全域 下黒坂字神田奥井手下タ八〇一から八〇四まで、八〇五の一部、八〇六の一部、八〇九の一部及びこれらと一体をなす国有地	

廃止する字の名称	下黒坂字廣屋ケ市
----------	----------

鳥取県告示第二百十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る大山南部地区第一工区の換地処分を行つたので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十三年三月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、日野町が行う土地改良事

業に係る下榎（前ケ市）地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十三年三月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る大栄Ⅱ期地区第七―二工区の換地処分を行つたので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十三年三月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、日野町が行う土地改良事業に係る下榎（奥田）地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十三年三月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次